

公園・児童遊園等占用許可条件

占用は申請前確認事項をご了承の上、下記事項を遵守し使用して下さい。

- 1 一般の公園利用者・他の公園占用者及び近隣の支障とならないように充分注意すること。
- 2 公園内においては、金属製の杭・釘は使用しないこと。工作物固定等で使用する場合は樹脂製杭を使用し、使用後は速やかに杭を撤去の上、杭打設箇所に残置物が無いことを確認すること。
- 3 占用期間満了にあたっては、工作物件を完全に撤去し、清掃、後片付けを行い原形復旧のうえ返還すること。占用に伴い発生した生ごみ、紙くず、空き缶等は持ち帰ること。
- 4 占用者が設置した物件等により事故が起きた場合は、占用者の責任において解決すること。
- 5 遊具や樹木等の公園施設を損傷しないこと。
また、テント・櫓等、工作物を設置する場合は、遊具や樹木から2 m以上離して設置すること。
- 6 通常の公園利用を超える量の水道利用は禁止する。（散水栓等からの水使用は禁止。）
- 7 太鼓等の楽器、音響機器の使用については、近隣への迷惑とならないよう音量等に配慮すること。
- 8 公園内の電源は使用しないこと。照明設備等の電源を必要とする場合は、占用者の費用負担で臨時に仮設すること。仮設にあたっては、公園利用者の安全を確保しなければならない。
- 9 必要に応じて、近隣へ占用行事を周知すること。
- 10 都市公園法、同法施行令及び足立区立公園条例、その他関係諸規定を遵守すること。
- 11 公園、児童遊園、プチテラス及び区内の公共施設では全面禁煙を遵守すること。
- 12 許可にあたっては、公園施設使用・占用取扱基準要綱の規定が適用される。

- (1) 車の乗り入れ・駐車及び自転車の駐輪は禁止する。
- (2) 火気使用は禁止する。
- (3) 公園内において、物品の販売などの営業行為は、一切禁止する。
- (4) バザー・フリーマーケットは禁止する。

上記(1)～(4)も許可条件であるが、申請内容が一定の要件を満たしている場合に限り一部除外規定とした許可条件として適用する。そのほか、許可条件が追加された場合は厳守すること。

注意： 占用許可条件を遵守しない場合は、占用期間中であっても許可を取り消すことがあります。

【占用許可期間の変更について】

事前に雨天の場合の振替日を設定しなかった場合、又は振替日も雨天等により延期することとなった場合は、お電話でご連絡ください。受取済みの許可書の占用期間を別日程に振り替えることが可能な場合があります。

足立区 都市建設部

パークイノベーション推進課 公園占用・台帳担当

住 所 足立区中央本町1-17-1

電 話 03(3880)0799 (直通)

FAX 03(3880)5619

Eメール midori@city.adachi.tokyo.jp